

- ① (契約金額が 4,500 万円未満の場合であって、現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合に使用)

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置(別紙)の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 本工事は現場代理人の兼任を認めない。

2 常駐を免除することができる期間について

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

(ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(イ) 建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(ウ) ○○の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

※橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事では、○○に工場製作をするものを記載する。工場製作をするものがない場合は、(ウ)を削除し、(エ)を(ウ)とすること。

(エ) 現場が完了(必要書類は全て提出済)した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

②（同一所属発注の近接・隣接工事で現場代理人の兼任を認める場合に使用）

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 本工事と以下の工事の受注者が同一となった場合は、現場代理人の兼任を認める。

対象工事名：

2 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、上記1の工事と兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と上記1の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）〇〇の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

※橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事では、〇〇に工場製作をするものを記載する。工場製作をするものがない場合は、（ウ）を削除し、（エ）を（ウ）とすること。

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

③（①、②以外の時使用）

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、本工事と本工事以外の工事を兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）〇〇の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

※橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事では、〇〇に工場製作をするものを記載する。工場製作をするものがない場合は、（ウ）を削除し、（エ）を（ウ）とすること。

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間